

いつも大変お世話になっております。

今回の継栄通信では、下記の事項についてご案内させていただきます。

皆様の日々の継栄の参考としていただければ幸いです。



事業継続計画について

10月に本州を縦断した超大型の台風21号、その翌週には22号と、各地での影響が多数出ました。
今回は、事業継続計画（BCP）の中で「台風接近時」に焦点を絞り、心がけるべき対応や連絡について、とりあげていきたいと思っております。

◆従業員には「自分の判断で決めないで！」

どんな状況であれ、可能な範囲で対応を行なうことはビジネスパーソンとして非常に重要です。しかし、無理をするあまり怪我や事故を招いてしまえば元も子もありません。

企業は人財の「安全第一」を念頭に置いています。従業員は企業の指示や台風の状況に合わせて臨機応変に対応することを心がけましょう。

「台風だし、ダイヤも乱れそうだから休もうかな」など、自己判断してしまった場合、欠勤扱いになってしまう可能性もあります。企業と人財（従業員）の間でトラブルにもなりかねません。

◆企業側から「有休の消化」を勧めることも。 就業規則に「自然災害時の出勤について」



巨大な台風が上陸したとき、取引先も休業していて連絡のやりとりができなかったり、上司が出社できなかったりなどと、さまざまなトラブルが予想されます。最近では「出社したが仕事がない」といった事態を未然に防ぐため、「有休消化」を勧めることを1つの手段として考えている企業もあります。トラブルを未然に防ぐためにも、就業規則や内規に対応策を盛り込むこともご一考いただければと思います。

マネジメントスタッフグループでは就業規則見直しや継栄に関わる総合的なご相談をお受けしております。

ヒト・モノ・カネという経営資源が不足している中小企業において改善指針等を提案しても、日々の業務に追われ、実践に移るまで時間がかかります。そこで、

コンサルトソーシングによる解決！

戦略・計画をサポートするだけでなく、方針を現場に落とし込む等、実践までをサポートします。どんな些細なことでも結構です。お気軽にお問合わせください。

インフルエンザの症状チェック

一般的に下記が揃うとインフルエンザの疑いが考えられます。

- 1) 周囲でインフルエンザが流行している。
- 2) 急激な発症（前触れなく突然発症する）
- 3) 38℃以上の高熱、悪寒

他にも以下のような症状があればインフルエンザを疑いましょう。

頭痛、関節痛、筋肉痛、食欲不振、疲労感
全身倦怠感 など。

感染してからの対処よりもかかる前の予防を大切に！

バランスのとれた食事、十分な睡眠、うがいや手洗い（洗える部位はなるべく洗うよう心がける）

など予防は念入りに。そして自分のためにも、

周囲の人のためにも、外出時にはマスクを正しく着用することが大事です。

早いもので今年もあと2ヶ月弱となりました。インフルエンザへの警戒と対策について、毎年のことではございますが、会社や従業員に与えるダメージは計り知れないものですので、早めの心がけをお願いいたします。



コンサルトソーシング

検索

お問い合わせは、☎ 042-349-7775

<http://www.management-staff.co.jp>

[@msg_kodaira](https://twitter.com/msg_kodaira)



《特集》公的支援情報のページ 業務改善助成金

！ **ポイント！**

事業場内最低賃金1,000円未満の中小企業・小規模事業者が対象。事前に事業実施計画の策定が必要です。なお、平成29年度の申請受付は**平成30年1月31日**までです。

事業場内最低賃金は、毎年10月にあがります！

事業場内の最低賃金が上がりました。毎年のことですが、時給20円から26円のペースで最低賃金の上昇があります。最低賃金が上がったばかりの今だからこそ、考えていただきたいことがございます。

【助成金の概要】

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

【支給対象となる事業主等】

- ①賃金引上計画を策定し、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）
- ②引上げ後の賃金額を支払うこと
- ③生産性向上に資する機器・設備※などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと（単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、通常の事業活動に伴う経費は除く）
- ④解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

※ 生産性向上に資する設備・機器の導入例

- ・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

NEW 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上等

例：「作業効率が不十分であり労務費が超過していたが、コンサルタントによる現場管理システム導入、社員教育、社内研修を実施した結果労務費を圧縮することが出来た」



【支給額】

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資などにかかった費用に助成率を乗じて算出した額が支給

申請コース区分	助成対象事業場	引き上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	最低賃金750円未満の事業場	30円以上	7/10 ※	50万円
40円コース	最低賃金800円未満の事業場	40円以上		70万円
60円コース	最低賃金1,000円未満の事業場	60円以上		100万円
90円コース	最低賃金800円以上 1,000円未満の事業場	90円以上		150万円
120円コース		120円以上		200万円

※(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4※1)※1 生産性要件を満たした場合には3/4(常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5)生産性要件…支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合

コンサルティング

検索

お問い合わせは、☎ 042-349-7775

掲載内容につきまして、ご質問等ございましたら、どうぞお気軽にマネジメンスタッフグループまでお問い合わせください。

<http://www.management-staff.co.jp>

@msg_kodaira